

第二種木材関連事業に係る木材の【合法性の確認】は、購入先が発行する納品書等で行います



第一種木材関連事業を行う者



樹木の所有者や木材等を輸出する者から、樹木の種類、伐採地等の情報を、合法性証明の書類を提供させて確認を行います。

- 合法性が確認できない場合、さらなる追加の措置(原産国からの情報収集等)が求められます。
- 追加の措置を行う場合、合法性の確認ができない木材等は、確認できなかったものとして流通させることができます。

第二種木材関連事業を行う者

木材等の購入先である木材関連事業者が発行する合法性を確認できたとする書類(納品書等)に基づき、合法性の確認を行います。

- 合法性が確認できない場合でも、追加の措置は求められません。



第一種木材関連事業を行う者は、全ての事業部門と木材等の種類について、登録を行います。第二種木材関連事業を行う者は、それらを限定して登録することができます。

登録により、【登録木材関連事業者】という名称を取引先や消費者に示すことができます



木材関連事業者は、登録実施機関(⇒P6)が行う登録を受けることができます。登録した木材関連事業者は、登録実施機関において公示されるとともに、自らそのことを明示することができます。

- 登録の手続きはシンプル(⇒P6)。合法的に伐採された木材を使っている事業者であることを表明でき、消費者や地域社会からの信頼につながります。

登録申請の手続きは、かんたんです

事業者が行う手続き

① 登録の準備

- ・申請先の登録実施機関のHP等から申請要領等入手し、申請方法を確認してください。
- ・申請書、添付図書その他必要な書類を準備してください。
- ・登録実施機関によっては事前相談等を行っていますので、お尋ねください。

② 申請

- ・登録実施機関に申請を行います。(申請手数料、支払時期は、登録実施機関により異なるので確認を)
- ・登録実施機関から書類の不備等の指摘があれば、速やかに修正等の対応を。
- ・申請書類が受理されましたら、その旨が登録実施機関から通知されます。

登録実施機関による手続き

③ 事業者の審査（登録実施機関）

- ・登録実施機関が申請内容に基づき、審査を行います。
- ・審査の結果が、登録実施機関から通知されます。

④ 事業者の登録・公示（登録実施機関）

- ・審査に合格した事業者は、登録実施機関に“第○種登録木材関連事業者”として登録されます。
- ・登録事業者に対して、登録実施機関から登録証が交付されます。
- ・登録実施機関のHPで登録木材関連事業者であることが公示されます。
- ・事業者自らが登録木材関連事業者であることを、自社のHP、パンフレット、のぼりなどで明示することができます。

登録後は、状況報告や、調査への協力をすることになります

木材関連事業者は、クリーンウッド法の省令・規則に基づいて、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じることになります。登録後に取り組むことは、以下④⑤になります。

登録にかかわらず、木材関連事業者が取り組むこと

① 使用する木材等の合法性の確認

- ・木材等の購入先が発行する書類その他の内容（納品書等における合法性の確認結果の記載等）を確認します。
- ・合法性の確認対象は、事業者自らが調達する木材等に限られます。
- ・第二種木材関連事業の場合、木材等の樹種、伐採された国や地域を把握する必要はありません。

② 記録の保存

- ・合法性の確認に関する記録及び木材等の調達時に提供を受けた書類を5年間保存します。

③ 体制の整備

- ・木材等の合法性の確認その他の措置、木材等の分別管理（建築・建設事業等は除く）の実施のための責任者を設け、必要な体制を整備します。

①③に加え、登録後に取り組むこと

④ 実施状況等の報告

- ・少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の状況について、登録実施機関に報告します。

⑤ 登録実施機関の調査への協力（必要に応じて）

- ・登録実施機関が行う調査に協力します。

※登録する際には③体制の整備の一環として、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定が必要になります。

登録には多くのメリットがあります

一般事業者や消費者、地域からの信頼、登録していない事業者との差別化、消費者PRへの活用などさまざまです

① 無登録の事業者との差別化

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを消費者等に明示。
ものづくりや社会への取組が評価され、登録をしていない事業者との差別化を図ることができます。

② 法律に位置づけられた事業者としての社会的評価

本登録はクリーンウッド法に基づいていますので、法律に位置づけられた事業者として評価されます。

③ 地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者としての信頼性が向上

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材の利用促進に努めることによって、地域社会や消費者・一般事業者に対する信頼性が向上。

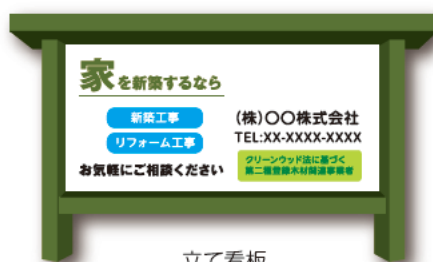
④ 企業ブランドの向上、社会に波及

登録木材関連事業者の責務を遂行していることを、SDGs や自社の CSR 活動*として社会に向けて発信することで、企業ブランドを高めるとともに社会に波及する効果が期待されます。

*Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任



名刺



立て看板



のぼり



ホームページ

登録実施機関のご案内

登録をご検討されている木材関連事業者の方は、以下の登録実施機関にお問い合わせください。

| 登録実施機関名 | 登録実施事務の対象 | | 登録実施事務を行う事務所の所在地 | 問い合わせ先 (電話番号) |
|-----------------------------|---|--|--|---|
| | 対象事業 | 事業の別 | | |
| 公益財団法人 日本合板検査会 | 第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 | (1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出 又は販売をする事業 (2) 木材を使用して建築物その他の 工作物の建築又は建設をする 事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電 事業 | ①本部：東京都港区西新橋3-13-3 ②北海道検査所：北海道札幌市白石区 中央三条3-6-25 ③東北検査所：岩手県盛岡市みたけ1-5-49 ④東京検査所：埼玉県草加市谷塚2-11-33 ⑤名古屋検査所：愛知県名古屋市中村区 烏森町6-117 ⑥大阪検査所：大阪府大阪市住之江区 平林北2-2-8 ⑦中国検査所：島根県松江市学園1-9-8 ⑧九州検査所：福岡県北九州市門司区 西海岸3-1-38 | 03-5776-2680 http://www.jpicew.net/index.shtml |
| 公益財団法人 日本住宅・木材 技術センター | 第二種木材関連事業 | (1) 木材等の製造、加工、輸出又は 販売をする事業 (2)に掲げる事業と密接に関わる事 業に限る。 (2) 木材を使用して建築物その他の 工作物の建築又は建設をする 事業 | 東京都江東区新砂3-4-2 | 03-5653-7662 http://www.howtec.or.jp |
| 一般財団法人 日本ガス機器検査 協会 | 第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 | (1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出 又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の 工作物の建築又は建設をする 事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電 事業 | 東京都港区赤坂1-4-10 | 03-3586-1686 http://www.jja-page.or.jp/environment/ |
| 一般社団法人 日本森林技術協会 | 第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 | (1) 木材の製造、加工、輸入、輸出 又は販売をする事業 (2) 木質バイオマスを用いた発電 事業 ※対象とする木材等の種類は木材とし、 地域等は国産材とする。(ただし、品揃 え等のため、取り扱う木材の量の過半 が国産材である場合に限り南洋材 及び北洋材以外の木材を取り扱う場 合等は対象とする。) | 東京都千代田区六番町7 | 03-3261-9111 又は 03-3261-9112 http://www.jafta.or.jp/contents/home/ |
| 一般財団法人 建材試験センター | 第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 | (1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出 又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の 工作物の建築又は建設をする 事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電 事業 | 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 | 03-3808-1124 http://www.jtccm.or.jp/ |
| 一般社団法人 北海道林産物検査会 | 第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 (北海道内に本社を 有する者が行うもの に限る。) | (1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出 又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の 工作物の建築又は建設をする 事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電 事業 | 北海道札幌市中央区北三条西7-1-5 | 011-251-7830 http://hokurinken.jp/ |

グリーンウッド・ナビ(林野庁)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引(平成29年9月15日版)(主務省)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4tebiki.pdf>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A(主務省)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4qa.pdf>

グリーンウッド法をもっと詳しく知りたい

農林水産省林野庁の補助事業により作成

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

〒136-0075 東京都江東区新砂3-4-2 TEL 03-5653-7662 FAX 03-5653-7582

2019年9月改訂